



令和 7 年 2 月 28 日
大臣官房技術調査課
道路局国道・技術課
国土技術政策総合研究所

令和 7 年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 ～公共事業の働き方改革を推進するための環境整備に取り組みます～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定してきています。

今般、令和 7 年度から適用する新基準等として、熱中症対策、働き方改革等の加速や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行います。

なお、これらの新基準等は、地方ブロック発注者協議会等を通じて、全国の都道府県・政令市に情報提供する予定です。

※ 詳細は別紙のとおり

問い合わせ先

国土交通省 TEL：03-5253-8111(代表)

大臣官房技術調査課 TEL：03-5253-8221(直通)

大臣官房技術調査課 参事官グループ TEL：03-5253-8120(直通)

道路局国道・技術課 TEL：03-5253-8498(直通)

国土技術政策総合研究所 TEL：029-864-2677(直通)

<土木工事関連>

工 事 全 般：大臣官房技術調査課 事業評価・保全企画官 ^{くりはら} 栗原 (内線22353)

土木工事共通仕様書等：大臣官房技術調査課 課長補佐 ^{しまもと} 嶋本 (内線22352)

標準歩掛・機械等損料：大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 ^{しもだ} 下田 (内線22436)

ICT・積算基準類：大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 ^{あくね} 阿久根 (内線22427)

施工パッケージ型積算：国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター

社会資本システム研究室主任研究官 ^{さくらい} 櫻井

<電気通信関係(工事・業務)>

大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 ^{くによし} 國吉 (内線22374)

<鋼橋積算基準関係>

道路局国道・技術課 課長補佐 ^{はいしま} 配島 (内線37865)

<業務関係>

大臣官房技術調査課 課長補佐 ^{たかみ} 高見 (内線22333)

<機械設備関係(工事・業務(点検・整備))>

大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 ^{くどう} 工藤 (内線22422)

1. 直轄工事等における積算改定項目（働き方改革関係）

（1）現場環境の改善費用の充実（参考資料 1 ページ）

「地球沸騰」が指摘される中、建設現場の作業環境を改善するため、「現場環境改善費」(率計上)から避暑（熱中症対策）・防寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用については、「現場環境改善費」(率計上)の50%を上限に設計変更します。

（2）完全週休 2 日（土日）の実現等の多様な働き方への支援

（参考資料 2 ページ）

令和 6 年度までに週休 2 日が定着したことから、令和 7 年度からは地域の実情を踏まえ、完全週休 2 日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施します。新たな取り組みとして、週単位の週休 2 日（完全週休 2 日（土日））の補正係数を新設します。

（3）移動時間等を踏まえた歩掛改定（参考資料 3、4 ページ）

資材基地等から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和 4 年度に調査表の全面見直しを実施しました。

令和 6 年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、令和 7 年度の歩掛改定に反映しました。

また、建設機械を日々回送して使用する工種において、実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、歩掛改定に反映しました。

（4）改正品確法を踏まえた災害協定に基づく労災保険等の積算

改正品確法に定められた災害協定における負傷等に対する民間労災に係る法定外保険、第三者損害賠償保険等で必要な保険契約について、令和 7 年度を目処にその積算方法を検討します。

2. 円滑な施工体制の確保

(1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛（参考資料 5 ページ）

平成 23 年東日本大震災（岩手・宮城・福島県内）、平成 28 年熊本地震（熊本県内）の被災地では、工事に必要な資材等の不足や作業効率の低下が発生してきました。

実態調査結果を踏まえ、間接工事費の補正（復興係数）や歩掛の日当り標準作業量の補正（復興歩掛）を設定します。

(2) 測量業務の諸経費（参考資料 6 ページ）

実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改定します。

3. 共通仕様書等の改定

(1) 工事関係

土木工事共通仕様書、施工管理基準、電気通信設備工事共通仕様書について、改正された各種基準類との整合を図るとともに、I C T 技術の全面的な活用を推進するため、一部改定します。

また、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間における仕事の進め方として、ウィークリースタンスの実施に努めることを規定する等の改定をします。

(2) 業務関係

測量業務共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書、電気通信施設設計業務共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ、一部改定します。

4. その他の現場実態を踏まえた改定

(1) 土木工事関係

1) 土木工事標準歩掛の改定（参考資料 7 ページ）

<新規制定【3 工種】>

- ①排水材設置工（水平排水層）
- ②中層混合処理工（I C T）
- ③切削オーバーレイ工（I C T）

<使用機械、労務等の変動による改定【6 工種】>

- ①スラリー攪拌工、②全回転オールケーシング工、③残存型砕工、
- ④締切排水工、⑤雪寒仮囲い工、⑥大型土のう工

<移動時間を考慮した改定【4 工種】>

- ①構造物補修工（断面修復工）、②切削オーバーレイ工、

- ③油圧圧入引抜工、④床版補強工
- ＜建設機械の回送時間を考慮した改定【1工種】＞
- ①鋼橋架設工

2) 施工パッケージ型積算関係の改定（参考資料8ページ）

- ＜使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【4工種】＞
- ①発泡スチロールを用いた超軽量盛土工、
- ②護岸基礎ブロック据付工、③舗装版クラック補修工、
- ④消波根固めブロック工
- ＜移動時間を考慮した工種【6工種】＞
- ①排水構造物工（暗渠排水管）、②塵芥処理工、
- ③路盤工、④路盤工（ICT）、⑤透水性アスファルト舗装工、
- ⑥沓座拡幅工

（2）鋼橋製作費の改定（参考資料9ページ）

鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ、改定します。

（3）ICT活用工事（参考資料10、11ページ）

ICT活用工事の更なる普及促進のため、適用工種の拡大を行います。

＜新規制定【1工種】＞

- ・軟弱地盤処理工（サンドコンパクションパイル工）（ICT）

実態調査の結果を踏まえ、ICT活用工事の積算について見直しします。

＜廃止＞

- ・保守点検

（4）新技術基準類の制定（参考資料12ページ）

新技術積算基準類（特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準）について、新規制定【5技術】

1. SAVE コンポーザーHA
2. ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）
3. 高機能床版排水パイプ
4. 油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法
5. 消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」

（５）設計業務等標準歩掛（参考資料 1 3 ～ 1 5 ページ）

実態調査の結果を踏まえ、軟弱地盤技術解析業務、橋梁予備設計、橋梁詳細設計の歩掛を改定します。

（６）機械設備積算基準（参考資料 1 6 ページ）

実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種の歩掛及び諸経費を改定します。

また、技術基準類の改定に伴い、既存制定工種歩掛の作業範囲を改定します。

1）機械設備工事積算基準の改定【3 工種】

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ①河川用水門設備における二次コンクリート及び型枠費
- ②揚排水ポンプ設備における低圧受電の場合の受電設備据付材料費
- ③工場及び現場塗装におけるプライマー処理並びにエアレススプレー塗りの歩掛

2）機械設備点検・整備積算基準の改定【改定：2 工種】

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ① ダム用水門設備の共通仮設費率

技術基準類の改定に伴う作業範囲の改定

- ① トンネル換気設備の標準点検工数（月点検・年点検）

適用スケジュール（参考資料 1 7 ページ）

1. （２）、4. （４）の改定内容については、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事から適用します。（個別に適用時期を示しているものは除く）

1. （１）、（３）、2. （１）～4. （３）、4. （５）、（６）の改定内容については、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用します。（個別に適用時期を示しているものは除く）

ただし、1. （１）、（３）、2. （１）、（２）、4. （１）、（２）、（３）、（５）、（６）については、令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日の間に入札書提出締切日が設定されるものを対象として、契約後に改定内容に基づいた変更をすることができます。

令和7年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

大臣官房参事官グループ

道路局 国道・技術課

国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1.(1) 現場環境の改善費用の充実

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費（現場環境改善費）、経口保水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更（延長）を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50%を上限に、設計変更を実施。

<共通仮設費（現場環境改善費）>

現行

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑（熱中症対策）・避寒対策
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）



今後

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）

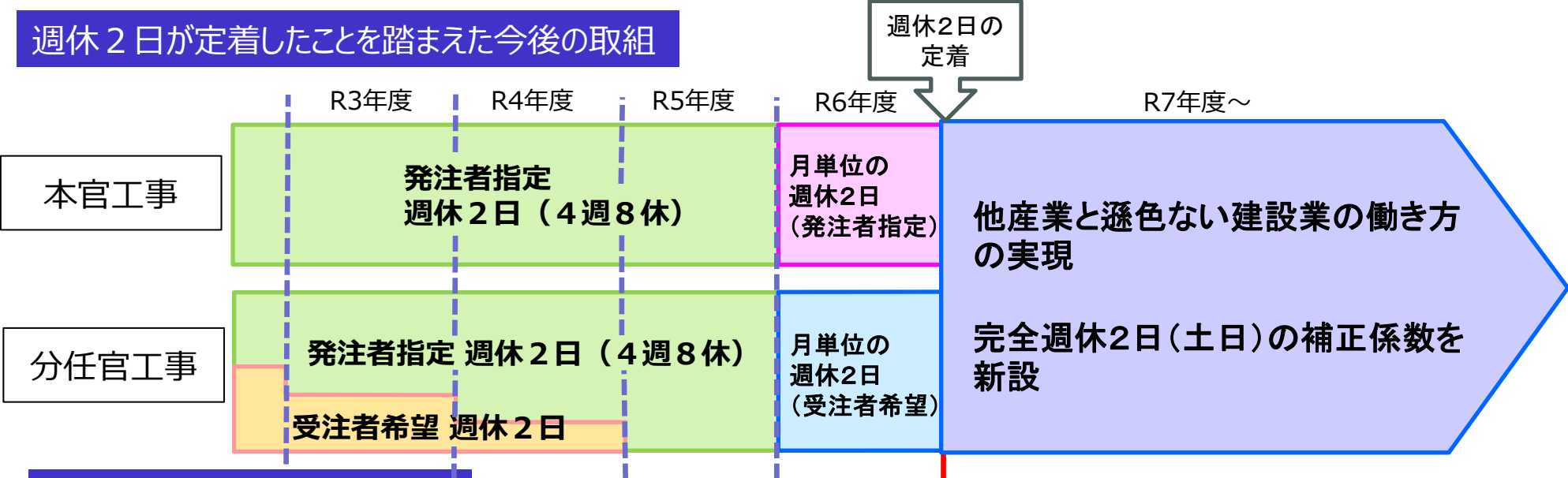
積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

1.（2）完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方への支援

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
 - ※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
 - ※完全週休2日（土日）の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組



R7年度の週休2日補正係数

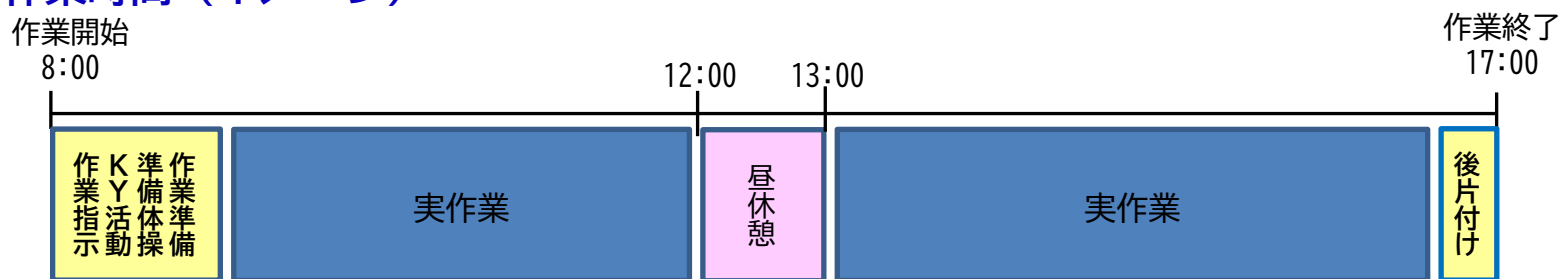
	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
<現場閉所>	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
<交替制>	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

1.(3) 移動時間等を踏まえた歩掛改定

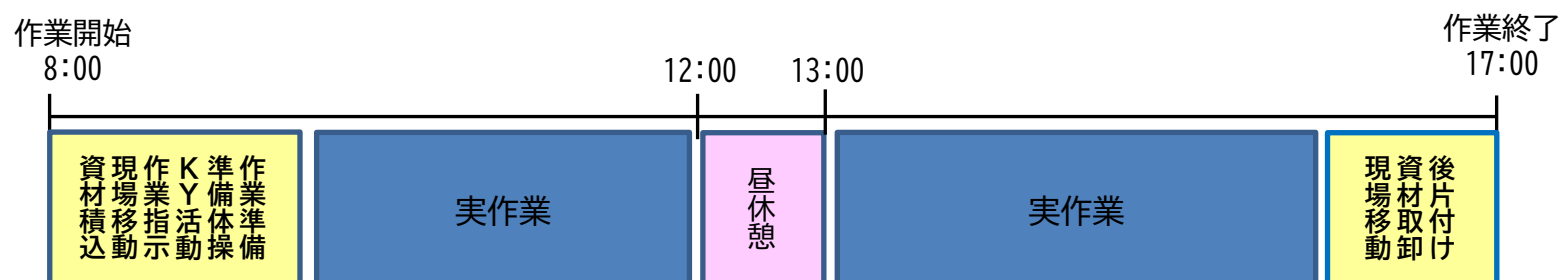
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等是一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和6年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



- 切削オーバーレイ工など**10工種**で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R7年度歩掛改正に反映

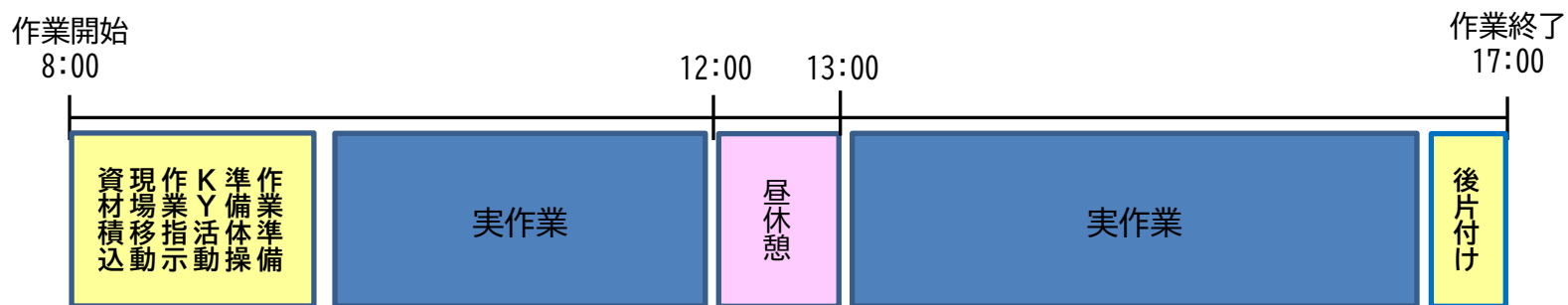
切削オーバーレイ工、構造物補修工（断面修復工）、油圧圧入引抜工、床版補強工、塵芥処理工、排水構造物工（暗渠排水管）、路盤工、路盤工（ICT）、透水性アスファルト舗装工、沓座拡幅工

1.(3) 移動時間等を踏まえた歩掛改定

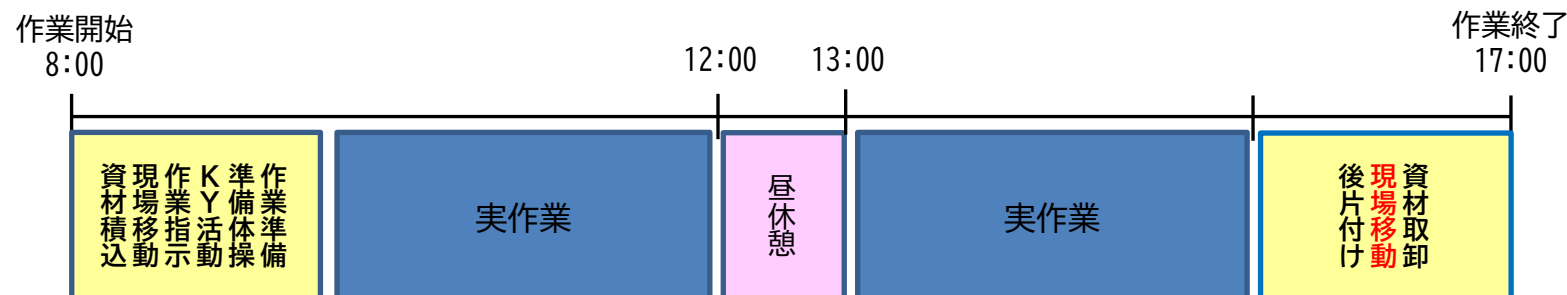
時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

- 令和6年度は、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ） ※日々回送する移動式クレーン



- 鋼橋架設のバント設備にかかる工種において、移動式クレーンが日々回送することで実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ 令和7年度歩掛改正に反映

鋼橋架設工（バント設備設置・撤去、バント基礎設置・撤去）

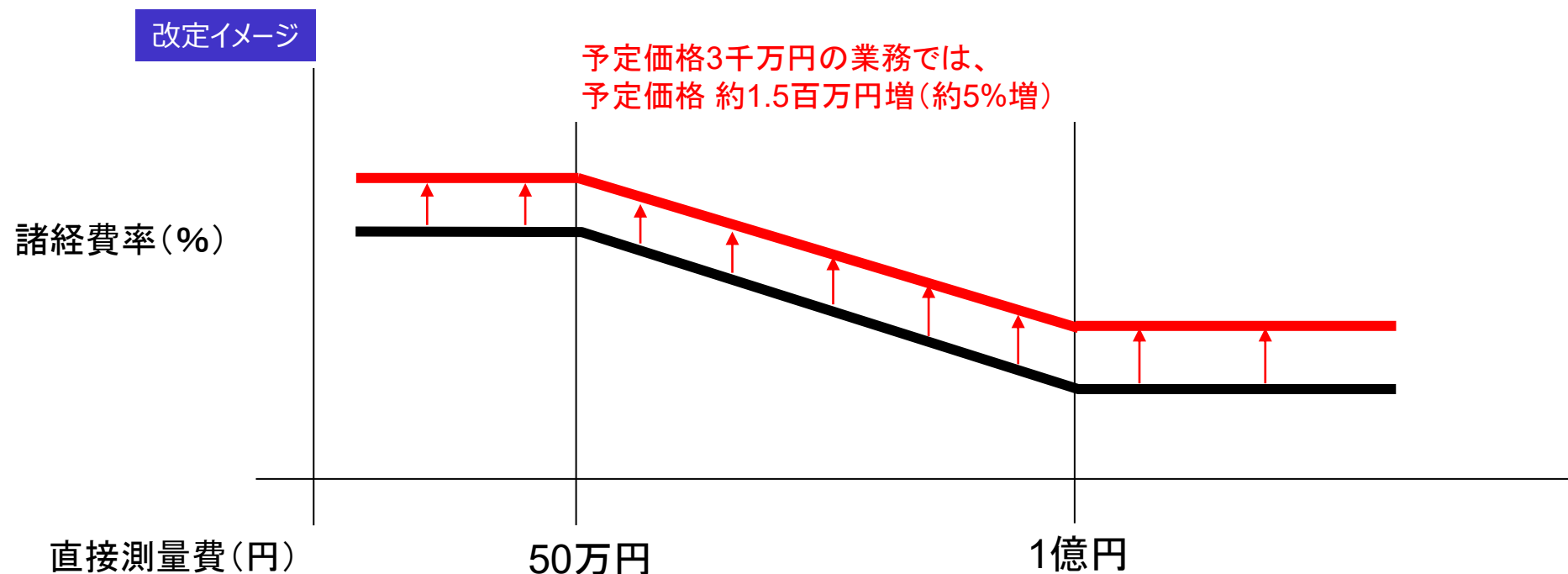
2.(1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、不調不落を回避し、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。
- 間接工事費等の実態調査結果を踏まえ、復興係数・復興歩掛を設定。

		岩手・宮城県内		福島県内		熊本県内	
発災年月日		H23.3.11				H28.4.14	
復興係数 間接 工事費を 補正	適用時期	H26.2.3				H29.2.1	
	対象工事	直轄土木工事				直轄土木工事	
	補正率	共通仮設費：1.3⇒1.2へ変更 現場管理費：1.1 ※ただし、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は現行の係数を適用)。		共通仮設費：1.3 現場管理費：1.1 ※ただし、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は共通仮設費1.5、現場管理費1.2を適用)。		共通仮設費：1.0 現場管理費：1.0 ※ただし、不調不落の状況から、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は共通仮設費1.1、現場管理費1.1を適用)。	
復興歩掛 歩掛の 日当り 標準作業量 を補正	適用時期	H25.10.1				H29.2.1	
	対象工種	土工				土工	
	補正率	土工：補正無し				土工：標準作業量を10%低減 ⇒0%低減へ変更 ※ただし、不調不落の状況から、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は現行の係数を適用)。	

2.(2) 測量業務の諸経費

- 実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改定



【現行】

50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
91.2%	$371.23 \times (\text{直接測量費})^{-0.107}$	51.7%



【改定】

50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
95.8%	$288.50 \times (\text{直接測量費})^{-0.084}$	61.4%

4.(1) 1) 令和7年度 土木工事標準歩掛の改定

1. 土木工事標準歩掛 【14工種】

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当たり、若しくは日当たりの労務、材料、機械等の規格や所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定

(1) 新規制定【3工種】

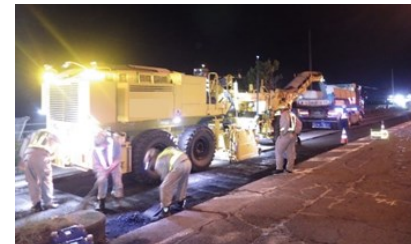
①排水材設置工（水平排水層）、②中層混合処理工（ICT）、③切削オーバーレイ工（ICT）



排水材設置工（水平排水層）



中層混合処理工（ICT）



切削オーバーレイ工（ICT）

(2) 使用機械、労務等の変動による改定【6工種】

①スラリー攪拌工、②全回転オールケーシング工、③残存型砕工、④締切排水工、⑤雪寒仮囲い工、⑥大型土のう工

(3) 移動時間を考慮した改定【4工種】

①構造物補修工（断面修復工）、②切削オーバーレイ工、③油圧圧入引抜工、④床版補強工

(4) 建設機械の回送時間を考慮した改定【1工種】

①鋼橋架設工



大型土のう工



雪寒仮囲い工



鋼橋架設工



油圧圧入引抜工

4.(1) 2) 令和7年度 施工パッケージ型積算関係の改定

2. 施工パッケージ関係歩掛 【10工種】

施工パッケージ型積算基準は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含む単位施工量当り「単価」を工種区分毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ型積算基準及び標準単価表を改定

(1) 使用機械、労務等の変動により改定を行う工種 【4工種】

- ①発泡スチロールを用いた超軽量盛土工、
- ②護岸基礎ブロック据付工、③舗装版クラック補修工、
- ④消波根固めブロック工



発泡スチロールを用いた超軽量盛土工



護岸基礎ブロック据付工

(2) 移動時間を考慮した工種 【6工種】

- ①排水構造物工（暗渠排水管）、 ②塵芥処理工、
- ③路盤工、④路盤工（ICT）、⑤透水性アスファルト舗装工、
- ⑥沓座拡幅工



路盤工（ICT）



排水構造物工（暗渠排水管）

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機材規格のうち、**代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）**を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載（令和7年3月末公表）。

(https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

4.(2) 鋼橋製作工

○ 鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

● 製作費

鋼橋製作費 本体製作工
加工組立工数(標準工数(人／個))

種 別		現行	改定
丸型鋼橋脚	a1 大型	6. 3 9	6. 7 6
	a2 小型	0. 5 4	0. 5 7

鋼橋製作費 本体製作工
仮組立て工数(標準工数(人／個))

種 別		現行	改定
鋼床版鈑桁	c	3. 6 1	4. 1 7
アーチ	c	2. 5 5	2. 7 0

鋼橋製作費 付属物製作工数 伸縮継手(標準工数(人／t))

形 式		現行	改定
フィンガー形式 (J - 1)	d	1 1. 2	1 5. 3
車道部はフィンガー形式 歩道部重ね合わせ(踏板)形式 (J - 2)	d	1 2. 2	1 4. 9

4.(3) ICT活用工事 新規工種の制定

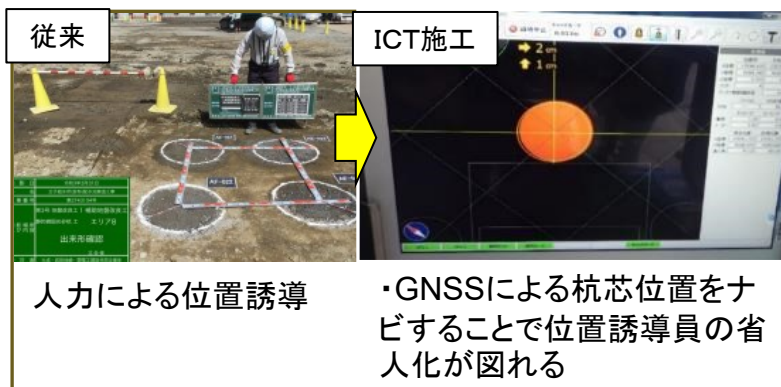
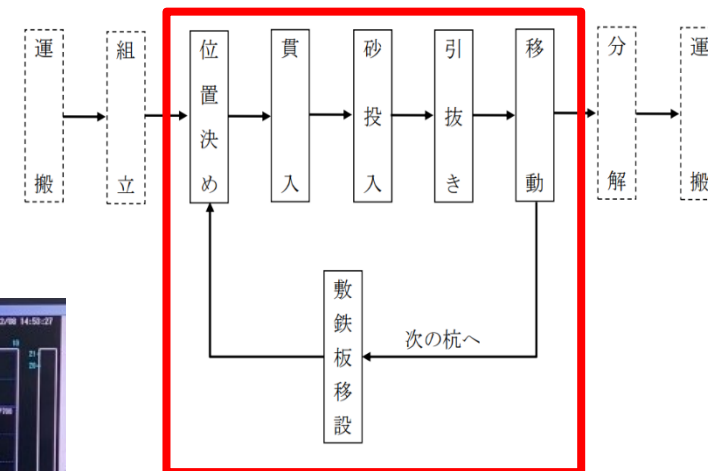
軟弱地盤処理工(サンドコンパクションパイル工)(ICT)

【概要】

ICTを活用し、地盤改良が必要な箇所に**建設機械を設置する位置決め作業**や施工後の**杭径、間隔、杭深の確認作業**の効率化を図る工法。

また、取得データにより砂投入量も確認できるので、**杭品質の向上も期待**できる。

【施工フロー】



位置決め作業の効率化



計測データを用いた砂投入量の管理

【今回整備】

○ICT活用工事 実施要領

○ICT活用工事 積算要領

○3次元計測技術を用いた出来形管理要領

4.(3) ICT活用工事 積算改定

「ICT建設機械による施工」の積算における「保守点検」の廃止

○作業前後において、ICT建設機械は通常建設機械とは異なり、通信機器や表示モニター等の点検や確認に要する作業が別途必要となることから、保守点検費用としてが以下の算定式に費用を計上。

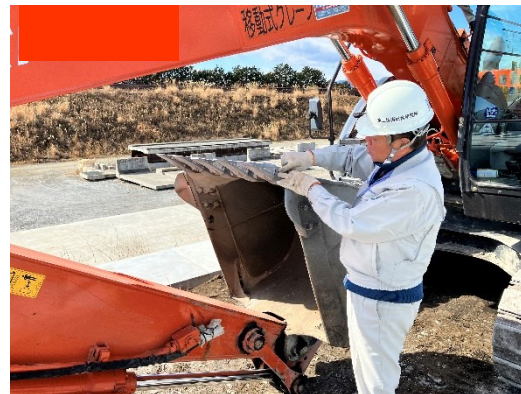
【保守点検】

$$\text{保守点検} = \text{土木一般世話役（円）} \times 0.05 \text{（人/日）} \times \frac{\text{施工数量（m}^3\text{）}}{\text{作業日当り標準作業量（m}^3\text{/日）}}$$

○実態調査の結果、点検・確認作業にかかる時間に差異が見られなかったことから、保守点検費用の別途計上を廃止。

<通常建設機械の点検作業>

作動油チェック、残燃料確認、油漏れ・水漏れ目視点検、履帯緩み確認、グリス給脂、バックカメラ点検などを実施

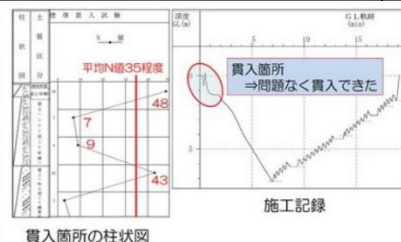


4.(4) 新技術基準類の制定

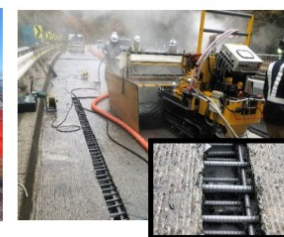
新技術積算基準類（特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準）【5技術】

- 新技術積算基準類は、**有用な新技術の現場実装**を目的に、受注者及び発注者の工事費積算の手間が省けるよう、推奨技術及び準推奨技術の**基準類（積算基準等）を整備**。
- 令和6年度は、次の**5技術**の基準類を整備。

技術名称	NETIS登録番号	技術の位置づけ (有用な技術名称)	整備内容
SAVEコンポーザーHA	CB-160026-VE	[★R4推奨][★活用促進]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）	CB-180013-VE	[★R6推奨][★活用促進]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
高機能床版排水パイプ	HK-200001-VE	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準
油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法	KT-210028-VE	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」	HR-220004-A	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準



<SAVEコンポーザーHA（サンドコンパクションパイル工）>



<ウォータージェットはつり処理工法>

■ 新技術積算基準類の公表

上記技術の積算基準類について、NETISのHPに掲載（令和7年3月中旬公表予定）。

(<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/>)

4.(5) 設計業務等標準歩掛

■軟弱地盤技術解析業務

- 歩掛実態調査の結果を踏まえ、軟弱地盤技術解析業務の歩掛を改定。

工種(細別)			職種	直接人件費						
			単位	主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
解析計画			人／業務	1.5 1.1		1.5 1.6	2.0 2.1	1.0 1.3	0.5 0.7	0.5 0.8
現地踏査			人／業務			2.0 1.9	1.5 1.8	1.5 1.6	1.0 0.8	1.0
現況地盤解析	地盤破壊	円弧すべり	人／断面			1.0 1.4	1.5 2.1	2.0 2.7	2.5 3.4	2.0 2.7
						1.0 1.4	1.5 2.1	1.0 1.3	0.5 0.7	2.0 2.7
	地盤変形	簡便法	人／断面			1.0 1.4	1.5 2.1	2.0 2.7	1.5 2.1	2.0 2.6
						1.0 1.4	1.5 2.1	2.0 2.7	1.5 2.1	2.0 2.6
	地盤圧密	一次元解析	人／断面			1.0 1.4	1.5 2.1	2.0 2.7	1.5 2.1	2.0 2.6
						1.0 1.4	1.5 2.1	2.0 2.7	1.5 2.1	2.0 2.6
	地盤液状化	簡便法	人／断面			1.0 1.4	2.0 2.7	1.5 2.1	1.0 1.4	2.5 3.3
						1.0 0.9	2.0 2.5	2.0 2.1	1.0 0.7	1.5 1.6
検討対策工法の選定			人／業務		1.0 0.9	2.0 1.9	2.0 2.5	2.0 2.1	1.0 0.7	1.5 1.6
対策後地盤解析	地盤破壊	円弧すべり	人／断面			1.5 1.9	1.5 1.9	2.0 2.5	2.5 3.0	2.5 3.0
						1.5 1.9	1.5 1.9	1.5 1.8	1.0 1.3	2.5 3.0
	地盤変形	簡便法	人／断面			1.5 1.9	1.5 1.9	1.5 1.8	1.0 1.3	2.5 3.0
						1.5 1.9	1.5 1.9	1.5 1.8	2.0 2.5	1.5 1.8
	地盤圧密	一次元解析	人／断面			1.5 1.9	1.5 1.9	1.5 1.8	2.0 2.5	1.5 1.8
						1.5 1.9	1.5 1.9	1.5 1.8	2.0 2.5	1.5 1.8
	地盤液状化	簡便法	人／断面			1.5 1.9	2.5 3.1	1.5 1.9	1.5 1.8	2.5 3.0
						1.5 0.8	2.5 1.8	1.5 1.3	1.5 1.2	2.5 0.9
最適工法の決定			人／業務		1.0 0.8	2.0 1.8	1.5 1.8	1.0 1.3	1.0 1.2	1.0 0.9
照査			人／業務		1.5 1.3	1.5 1.7	1.0 1.4	1.0 0.7		

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

4.(5) 設計業務等標準歩掛

■ 橋梁予備設計

- 歩掛実態調査の結果を踏まえ、橋梁予備設計の歩掛を改定。

	直接人件費 (1橋当り)						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	2.0	2.1	4.4	6.2	4.9		
	2.3	2.4	4.8	7.2	4.6		
設計計算			3.4	4.6	7.6	6.4	
			3.6	4.8	7.2	6.9	
設計図					4.8	5.2	6.1
					5.0	5.7	6.5
概算工事費算出				1.7	4.7	5.8	5.3
				1.9	4.5	6.5	5.1
照査		1.9	2.8	4.2			
		2.0	2.8	4.4			
報告書作成				1.5	2.2	1.6	1.3
				1.6	2.4	2.0	1.4

区分	職種	直接人件費 (1業務当り)					
		主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)
現地踏査				1.3	1.6	1.8	0.9
				1.6	1.6	1.6	0.8

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

4.(5) 設計業務等標準歩掛

■ 橋梁詳細設計

- 歩掛実態調査の結果を踏まえ、橋梁詳細設計の歩掛を改定。

区分 \ 職種	直接人件費 (1橋当り)						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
座標計算				0.8	1.7	2.0	
				0.9	1.9	2.3	
施工計画				3.0	4.1	4.5	
				3.4	5.3	6.5	
動的照査			3.2	7.2	9.1	9.6	
			4.0	8.3	11.7	11.5	

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

4.(6) 機械設備積算基準

改定のポイント

- 機械設備積算基準は、土木機械設備請負工事費等の積算に用いる標準的な施工条件における労務工数、材料数量、直接経費等の所要量についてとりまとめたもの。
- 実態の結果を踏まえ、既存制定工種の歩掛及び諸経費を改定。
- 技術基準類の改定に伴い、既存制定工種歩掛の作業範囲を改定。

(1) 機械設備工事積算基準の改定

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ①河川用水門設備における二次コンクリート及び型枠費
- ②揚排水ポンプ設備における低圧受電の場合の受電設備据付材料費
- ③工場及び現場塗装におけるプライマー処理並びにエアレススプレー塗りの歩掛

(2) 機械設備点検・整備積算基準の改定

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ①ダム用水門設備の共通仮設費率

技術基準類の改定に伴う作業範囲の改定

- ①トンネル換気設備の標準点検工数（月点検・年点検）

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用
※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

新基準の適用パターン

パターン		令和 6 年度					3月1日	4月1日	令和 7 年度					適 用			
従来																	
今回	ケース 1																・新基準を適用する
	ケース 2	旧基準に基づき 予定価格を作成 (入札公告等へ記載) ○入札日：令和 7 年3月○日（予定） ○本工事（業務等）で、受発注者は、次の方式により算出された請負代金額に 契約を変更する協議を請求することができる。 ・変更後の請負代金額 = 新基準に基づく予定価格 × 当初契約時の落札率 受発注者からの請求に基づき新 基準に基づき予定価格を作成し、 契約変更可															・旧基準に基づき予定 価格を作成。 ・契約後に改定内容に 基づき変更可。
	ケース 3																・新基準を適用しない

※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する。
(機械設備関連工事・業務も同様に適用)